

令和 4 年 第 2 回 定 例 魚 沼 市 教 育 委 員 会 会 議 録			
会 議 日 程	令 和 4 年 2 月 15 日	午 後 1 時 30 分	開 会
		午 後 3 時 30 分	閉 会
場 所	魚沼市役所 本庁舎305会議室	書 記	佐藤 彰弘 渡邊 眞絵
委 員 定 数	5 名 (出 席 者 5 名 欠 席 者 名)		
出 席 委 員	教 育 長 樋 口 健 一	教育長職務代理者 星 麻 衣	
	委 員 浅 井 誠 哉	委 員 八 木 由 美 子	
	委 員 桑 原 哲 哉		
欠 席 委 員			
説 明 の た め 出 席 し た 者	事 務 局 長 吉 澤 国 明	学 校 教 育 課 長 森 山 丈 順	
	管 理 指 導 主 事 島 田 昌 幸	管 理 指 導 主 事 角 谷 文 昭	
	統 括 指 導 主 事 新 澤 美 和 子	生 涯 学 習 課 長 齋 藤 勝 浩	
	子 ども 課 長 小 林 淳		
	学 校 教 育 課 係 長 佐 藤 彰 弘	学 校 教 育 課 主 任 渡 邊 眞 絵	

会議事項及び議事の経過

開会宣言

(樋 口 教 育 長) これより令和4年第2回魚沼市教育委員会を開催します。

日程第1 会議録署名委員の指名について

(樋 口 教 育 長) 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
 本日の会議録署名委員は、会議規則第23条第3項の規定により
 浅井 誠哉 委員にお願いします。

日程第2 教育長の諸報告

(樋 口 教 育 長) 日程第2、教育長の諸報告を行います。(日程3ページ、教育長諸報告
 により1月19日から2月15日までの出席会議・行事について報告)

(樋 口 教 育 長) 教育長諸報告について、質疑はありますか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(樋 口 教 育 長) 教育長諸報告については、以上でよろしいですか。

(委 員) (「はい」の声あり)

(樋 口 教 育 長) それでは以上で教育長の諸報告を終わります。

**日程第3 議案第2号
令和3年度一般会計補正予算(第10号)について**

(樋 口 教 育 長) 日程第3、議案第2号、令和3年度一般会計補正予算(第10号)につ
 いてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(森山学校教育課長) 説明いたします。(日程4ページ以降：議案第2号、学校教育課の令
 和3年度一般会計補正予算(第10号)について説明)

(齋藤生涯学習課長) 説明いたします。(日程11ページ及び別紙資料：議案第2号、生涯学
 習課の令和3年度一般会計補正予算(第10号)について説明)

- (小林子ども課長) 説明いたします。(日程12ページ以降：議案第2号、子ども課の令和3年度一般会計補正予算(第10号)について説明)
- (樋口教育長) 議案第1号について、質疑はありませんか。
- (委員) (「ありません」の声あり)
- (樋口教育長) 質疑なしと認めます。
議案第1号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全 委 員) 「異議なし」
- (樋口教育長) 異議なしと認めます。よって議案第1号は原案のとおり承認することとします。

日程第4 議案第3号 令和4年度一般会計予算について

- (樋口教育長) 日程第4、議案第3号、令和4年度一般会計予算についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
- (吉澤事務局長) 教育委員会は事業数が多いため、新規事業や内容が変わった事業を中心に説明させていただき、それ以外は簡単な説明とさせていただきます。
- (森山学校教育課長) 説明いたします。(別冊資料により説明：議案第3号、学校教育課の令和4年度一般会計予算について説明)
- (齋藤生涯学習課長) 説明いたします。(別冊資料により説明：議案第3号、生涯学習課の令和4年度一般会計予算について説明)
- (小林子ども課長) 説明いたします。(別冊資料により説明：議案第3号、子ども課の令和4年度一般会計予算について説明)
- (樋口教育長) 議案第3号について、質疑はありませんか。
- (委 員) 学校教育課の旧原小学校についてお聞きします。旧原小学校の体育館は今も地区の方が利用されているのでしょうか。
- (森山学校教育課長) 現在も学校法人のタイケン学園が借りています。体育館は指定避難所ということもあり、体育館の管理は、地元NPO法人がタイケン学園から受けて行っている状況です。
- (樋口教育長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) 来年度中学校のトイレ改修工事が予定されているようですが、トイレの内装について3点ほど考えた方がいいのではないかと思うところがありました。
1点目は、一般的には車椅子の方の為に設定されている手すりがかえってあだとなり、そこに登って洋式便所を覗くということがあるようです。そこは子供に注意するという学校の指導の中の話かもしれませんが、確かにいらないのではないかとこの所についていたり、トイレの上がかなり空いていて、人がトイレに入っているところを上から覗くことも可能で、見られた方はトラウマになってしまいます。男子便所で良く起こるようで、学校でも指導はされているようですが、手すりがなければ登らないと思いますので、少し考えていただければと思いました。

2点目は、小出中学校の女性職員用のトイレの戸がかなり重いです。コロナ禍なので、できる限り触らないようにしたいのですが、両手でギュッと握って引っ張らないと開かず、毎回嫌だなど思いながらしょうがなくしっかりと握って引っ張って出入りしています。手を洗ってよく拭いて出てきてくれればいいのですが、握った時に濡れていたり、衛生面が悪いと思います。押せばいい戸であれば、両手でギュッと握る必要もないと思います。

3点目は、最近トランスジェンダーという言葉をよく聞くようになったと思います。心と体に性差がある、例えば”私、男の子なのに…”という子には、トイレが非常にネックになっているようです。

(委 員) 多目的トイレが校内に設置されている学校もあると思いますが、多目的トイレが遠い、数が少ない上、子ども達の間では”何でそこに入るの？”と思われたり、”車椅子の人が使う所でしょ”という認識が強いです。そのため車椅子でない子が使用するというのが、他の子が違和感を覚えるようです。保護者の方も多目的トイレが増えてどこに入ってもいいとなれば、その子だけそこに入って変な感じを受けることはないと思うようです。だいたいトイレは男女で分かれていますので、難しいことなのかもしれませんが、もし今後新規で設置したり改修する時に少し頭に入れておいていただくと、これから世の中の流れに伴って必要なことなのかなと思います。もちろん子供への指導も必要ですが、環境的な部分である程度緩和できるのであれば考えていただきたいと思います。

その他、学級づくり支援事業について見直しをするようですが、どのような見直しか教えていただけますでしょうか。

(森山学校教育課長) 内装につきましては、ご指摘いただくまで、衛生的であるとか湿式のタイル張りの床をやめるなど新しいトイレ造りという所でやってきましたが、手すりについても子供達の動きは想定外でした。改修面でどのような形ができるのか関係者と相談していきたいと思います。手すりを撤去するのかや、上部を覗けないようにするなど考えていかなければいけないと思います。

女性職員用の扉ですが、扉に取手やノブがついている所はたくさんあります。年間の予算確保の時点で、各学校にヒアリングをしておりますが、トイレが懸案になっている学校については、押すだけの扉に改修したこともあります。明らかに重いなどわかるようであれば、計画的に学校と相談しながらタイミングをみて予算要求を挙げていくことになると思います。押すだけの扉に変えるのも経費がかなりかかりますので、学校に実情を聞きながら相談していきたいと思います。

トランスジェンダーの児童生徒も使い易いトイレについてですが、そういったこともあるであろうと改めて認識したところがあります。確かに使うとすると、多目的トイレを使うしかないんだろうなということもわかりました。実際のところ多目的トイレについて把握しておりませんが、増設になるとなかなか難しく、トイレの造り直しについては、後半にかかっていますので、これまで改修したところについてさらに直すのは難しい気がしています。トランスジェンダーの児童生徒にとってみれば深刻な問題ですので、どのようにするか、全国的な問題でもあろうかと思っておりますので、情報を集めながらいろんな方と相談しながら進めていかなければと思っています。

(委 員) 頭に入れておいてもらい、進めてもらえれば少しずつ変わってくるのかなと思います。トランスジェンダーのお子さんの中には、日中トイレを我慢して、家に帰ってトイレに駆け込んでいるようです。学校でも多目的トイレを使っていいんだよと言ってはいても他の子の目が気になったりします。変えられるところがあればぜひお願いしたいと思います。

(樋 口 教 育 長) LGBTについては、入学前に保護者から相談があり、学校に来て実際に見ていただいたことがあります。男子トイレと女子トイレの間に多目的トイレが一つありましたが、車椅子やけがをした時用に広い造りになっていました。トイレの表示は障害者マークが付いていたんですが、男子女子両方のマークを貼って欲しいという要望でした。まさに多目的で男子も女子も使えるように表示を変えて欲しいということとなるほどなと思いました。そんな風に貼り変えるところから対応していくのがいいのかなと思います。

(委 員) ぜひお願いします。

(新澤統括指導主事) 温かい学級づくりの見直しについてご説明いたします。8年目を迎え、第3期の2年目となります。一定の成果は上がってきているのですが、取り組みが蓄積されてくると複雑化してきて、中身をシンプルに見直しました。学センが指導に行く場面が多くありましたので、それぞれの学校で、概ね3年すると転勤する先生方が多いので、持続可能となるようにその学校の中でしっかりと学級づくりが根付くよう、自主的な実践集を作っていく研修をやり直す予定です。温かい学級づくりは市の目玉ですので、定着するよう進めていきたいと思えます。

(委 員) 私自身学校で温かい学級づくりについて、学校の先生方の話を聞いていると、少し前だと温かい学級づくりに熱心に取り組まれている先生方が多かったと思いますが、最近は、そういった事業があるという程度になっているのが気になっていました。改めて作り直すのか、持続可能というところを考えていただいた方がいいのかなと思いましたので、聞かせていただきました。ありがとうございます。

(樋 口 教 育 長) ほかに質疑はありませんか。

(委 員) 中学校の教育振興費ですが、軒並み減額されています。昨年度は増額されていたと思いますが、減額理由を教えてください。

(森山学校教育課長) 指導者用の教科書分が令和4年度から減額となっています。

(委 員) 電子教科書でしょうか。

(佐藤学校教育課係長) 電子ではなく、教師用指導書と教師用教科書です。4年に1度の教科書の採択替えが令和3年度に計上されていましたが、そちらがなくなりました。

(樋 口 教 育 長) ほかに質疑はありませんか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(樋 口 教 育 長) 質疑なしと認めます。
議案第3号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(全 委 員) 「異議なし」

(樋 口 教 育 長) 異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり承認することとします。

日程第5 議案第4号 魚沼市教育センター条例の制定について

(樋 口 教 育 長) 日程第5、議案第4号、魚沼市教育センター条例の制定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(森山学校教育課長) 報告いたします。(日程21ページ以降：議案第4号、魚沼市教育センター条例の制定について説明)

(樋 口 教 育 長) 議案第4号について、質疑はありませんか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(樋 口 教 育 長) 質疑なしと認めます。
議案第4号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(全 委 員) 「異議なし」

(樋 口 教 育 長) 異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり承認することとします。

日程第6 議案第5号 魚沼市体育施設条例の一部改正について

(樋 口 教 育 長) 日程第6、議案第5号、魚沼市体育施設条例の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(斎藤生涯学習課長) 説明いたします。(日程25ページ以降：議案第5号、魚沼市体育施設条例の一部改正について説明)

(樋 口 教 育 長) 議案第5号について、質疑はありませんか。

(委 員) 「1箇月」の”箇”はこれが正式な漢字でしょうか。見づらいと思いました。

(佐藤学校教育課係長) 一般的にこの文字が多いようです。例規には文字の取り決めや約束事がありますからその一環だと思います。

(樋 口 教 育 長) ほかに質疑はありませんか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(樋 口 教 育 長) 質疑なしと認めます。
議案第5号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(全 委 員) 「異議なし」

(樋 口 教 育 長) 異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり承認することとします。

日程第7 議案第6号 魚沼市立学校施設使用料条例の一部改正について

(樋 口 教 育 長) 日程第7、議案第6号、魚沼市立学校施設使用料条例の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(斎藤生涯学習課長) 説明いたします。(日程29ページ以降：議案第6号、魚沼市立学校施設使用料条例の一部改正について説明)

(樋 口 教 育 長) 議案第6号について、質疑はありませんか。

(樋 口 教 育 長) 旧井口小学校の1階にあった食堂を改修して多目的室として貸し出せるようにしましたので、使用料を設定したものです。

(樋 口 教 育 長) ほかに質疑はありませんか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(樋 口 教 育 長) 質疑なしと認めます。
議案第6号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(全 委 員) 「異議なし」

(樋 口 教 育 長) 異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり承認することとします。

日程第 8 議案第 7 号
魚沼市目黒邸保存基金条例の廃止について

- (樋 口 教 育 長) 日程第 8、議案第 7 号、魚沼市目黒邸保存基金条例の廃止についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
- (斎藤生涯学習課長) 説明いたします。(日程33ページ以降： 議案第 7 号、魚沼市目黒邸保存基金条例の廃止について説明)
- (樋 口 教 育 長) 議案第 7 号について、質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (樋 口 教 育 長) 質疑なしと認めます。
議案第 7 号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全 委 員) 「異議なし」
- (樋 口 教 育 長) 異議なしと認めます。よって議案第 7 号は原案のとおり承認することとします。

日程第 9 議案第 8 号
魚沼市放課後児童健全育成事業に関する条例の一部改正について

- (樋 口 教 育 長) 日程第 9、議案第 8 号、魚沼市放課後児童健全育成事業に関する条例の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
- (小林子ども課長) 説明いたします。(日程36ページ以降： 議案第 8 号、魚沼市放課後児童健全育成事業に関する条例の一部改正について説明)
- (樋 口 教 育 長) 議案第 8 号について、質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (樋 口 教 育 長) 質疑なしと認めます。
議案第 8 号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全 委 員) 「異議なし」
- (樋 口 教 育 長) 異議なしと認めます。よって議案第 8 号は原案のとおり承認することとします。

日程第10 議案第 9 号
魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- (樋 口 教 育 長) 日程第10、議案第 9 号、魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
- (小林子ども課長) 説明いたします。(日程40ページ以降： 議案第 9 号、魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明)
- (樋 口 教 育 長) 議案第 9 号について、質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (樋 口 教 育 長) 質疑なしと認めます。
議案第 9 号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(全 委 員) 「異議なし」

(樋 口 教 育 長) 異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり承認することとします。

日程第11 議案第10号 入広瀬小学校の閉校に伴う須原小学校通学区域再編計画について

(樋 口 教 育 長) 日程第11、議案第10号、入広瀬小学校の閉校に伴う須原小学校通学区域再編計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(森山学校教育課長) 説明いたします。(別紙資料により：議案第10号、入広瀬小学校の閉校に伴う須原小学校通学区域再編計画について説明)

(樋 口 教 育 長) 今後の見通しはどのようになりますか。

(森山学校教育課長) 今後は、教育委員会でこの計画を成案とさせていただきますと、議会に報告をし、条例等から「入広瀬小学校」の部分を整理していきます。
統合に係る式典については教育委員会でしなければならない部分があるかと思いますが、統合の記念事業につきましては、入広瀬の方々を中心に組織を作っただいて、私達は新年度予算の中で補助経費250万円程度を予定しておりますが、それらを準備し統合に係る作業をしていただきたいと思っています。

(吉澤事務局長) 今ほど課長から「入広瀬小学校」を削除する条例改正が必要になるという説明がありましたが、教育委員会規則の中で学区を定めるとありますので、条例改正と同じタイミングで、そちらの規則の改正も必要になると思われまます。本日提出した再編計画(案)については、学区を改正する前段の考え方をお示ししたということでご理解ください。

(樋 口 教 育 長) 検討委員会の中では、保護者の皆さんの意見を一番大事にしようと言われておりますし、保護者の皆さんには、何回かアンケートを取っていますが、ほぼすべての人が早く須原小学校と統合して欲しいという結果でした。この結果を受けて検討委員会もその意見でまとまってくださったということです。

(樋 口 教 育 長) 議案第10号について、質疑はありませんか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(樋 口 教 育 長) 質疑なしと認めます。
議案第10号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(全 委 員) 「異議なし」

(樋 口 教 育 長) 異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり承認することとします。

日程第12 協議事項について

(樋 口 教 育 長) 日程第12、①奨学生の決定について協議します。事務局の説明を求めます。

(渡邊学校教育課主任) 説明いたします。(当日配付資料により説明)

(樋 口 教 育 長) 協議事項について、質疑はありませんか。

(委 員) 成績評点の中に、割合で表記されていますがどういった計算でしょうか。

(渡邊学校教育課主任) この方は長岡高専の方で、5段階評価ではなく、ABCの判定で、B以上の割合を出したのがこの評点になります。

(樋 口 教 育 長) ほかに質疑はありませんか。

- (委 員) 貸与年数6年という方がいますが、どういった学部になりますか。
- (渡邊学校教育課主任) この方は薬学部に進学予定で6年間と伺っています。
- (樋口教育長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (樋口教育長) 質疑なしと認めます。
協議事項①は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全 委 員) 「異議なし」
- (樋口教育長) 異議なしと認めます。協議事項①は原案のとおり承認することとします。

日程第13 報告事項

①(市長部局要綱)

令和3年度魚沼市子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金))支給事務実施要綱の一部改正について

- (樋口教育長) 日程第13、報告事項①、令和3年度魚沼市子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金))支給事務実施要綱の一部改正について、報告をお願いします。
- (小林子ども課長) 報告いたします。(日程44ページ以降:報告事項①、令和3年度魚沼市子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金))支給事務実施要綱の一部改正について説明)
- (樋口教育長) 報告事項①について、質疑はありませんか。
- (委 員) 先行給付の要綱を作って、一括給付の要綱を作って、修正してこれで終わり、要綱自体は事業が終われば役に立たないわけですね。
- (樋口教育長) 10万円の給付をするように国の通知が来て、国は上限があり、市としても要綱を制定し根拠を作った上で進めないといけないので、何かある度に例規の制定や改正が必要になります。
- (委 員) ひな型があるんでしょうか。
- (小林子ども課長) 国から、一括給付、先行給付、クーポンとそれぞれ支給の仕方で基準があります。
- (委 員) 市で一から作るのではなく、国からの基準によって市で選ぶということでしょうか。
- (小林子ども課長) はい。
- (樋口教育長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (樋口教育長) それでは以上で報告事項①を終了します。

②魚沼市学校運営協議会推進員設置要領の制定について

- (樋口教育長) 日程第13、報告事項②、魚沼市学校運営協議会推進員設置要領の制定について、報告をお願いします。
- (森山学校教育課長) 報告いたします。(日程52ページ以降:報告事項②、魚沼市学校運営協議会推進員設置要領の制定について説明)
- (樋口教育長) 報告事項②について、質疑はありませんか。
- (委 員) 推進員の方は決まっているのでしょうか。

- (樋 口 教 育 長) これから各学校と学校運営協議会の委員や推進員やコーディネーターの確認、進捗状況について打ち合わせをしていく予定です。推進員については、学校運営協議会の委員と重なっても良いです。会議に出席されているのでなおさら内容がわかりますので、重なってもいいですよということを学校にお伝えしています。各学校で選定が進んでいる状況だと思います。
- (委 員) 複数の学校区を担当することを妨げないということは、1人の方が堀中学校区と小出中学校区を担当しても良いということですね。
- (樋 口 教 育 長) はい、その通りです。1週間当たり7時間勤務で、市で一番短い雇用形態になります。1週間に中学校区で2校あるところは、3.5時間ずつ、3校あるところは調整していただきます。事務補助になります。新しいことを始めようとするとう文書送付とか要項準備など色んな手間が増えてきますので、学校の負担を少しでも軽減するために、事務的な補助をする人を配置したいということで推進員としました。コーディネーターではなく事務補助です。
- (樋 口 教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (樋 口 教 育 長) それでは以上で報告事項②を終了します。

③魚沼市地域学校協働活動推進事業実施要綱の制定について

- (樋 口 教 育 長) 日程第13、報告事項③、魚沼市地域学校協働活動推進事業実施要綱の制定について、報告をお願いします。
- (斎藤生涯学習課長) 報告いたします。(日程55ページ以降：報告事項③、魚沼市地域学校協働活動推進事業実施要綱の制定について説明)
- (樋 口 教 育 長) 今までコミュニティスクールの研修等は進めてきましたし、各学校にコーディネーターがいて、地域と学校が連携する取り組みを実施してきましたが、基になる事業を通して、何を目的として何をしていくかという活動推進事業の実施要綱がありませんでした。要綱を作って改めてみんなで確認・連携し、2条にある内容の事業を進めていくという基になる要綱です。
- (樋 口 教 育 長) 報告事項③について、質疑はありませんか。
- (委 員) 以前から新潟市などは学校に専属のコーディネーターの方の部屋があり、生活科の授業で畑の先生をお願いするような仕事をされていると聞きましたが、魚沼市でもそういう取り組みをしてきたのか、それともこれから実践していくのでしょうか。
- (樋 口 教 育 長) 今までもやってきています。
- (委 員) きちんとやっていて、今回の要綱となったということでしょうか。
- (樋 口 教 育 長) はい、その通りです。
- (委 員) CSとは違うのかもしれませんが、「市立の各小・中学校区に、事業に携わる・・・」となっていますが、どこを指していますでしょうか。
- (樋 口 教 育 長) 各学校ごとです。
- (委 員) 各学校ごとにと解釈すれば良いのですね。CSは中学校区なので、中学校に上がってくる小学校が含まれるということですね。
- (樋 口 教 育 長) 先程のCS推進員は、事務補助の人なので、中学校区に一人ずつ配置して回ってもらうということです。
- (委 員) はい、表現方法がこれで合っているのかの確認です。ということは、小学校にも地域コーディネーターが一人ずついらっしゃるのですね。

- (樋口教育長) これは、事業の説明ですので、こういう活動をしましょうという要綱です。コーディネーターは次の報告事項になります。コーディネーターの設置要綱がこれまでなく、他の事業の中でやっていたので、設置要綱として制定します。今の報告事項は、一緒に連携し推進していく事業の中身を示しています。
- (樋口教育長) ほかに質疑はありませんか。
- (委員) (「ありません」の声あり)
- (樋口教育長) それでは以上で報告事項③を終了します。

④魚沼市地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）設置要領の制定について

- (樋口教育長) 日程第13、報告事項④、魚沼市地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）設置要領の制定について、報告をお願いします。
- (斎藤生涯学習課長) 報告いたします。（日程58ページ以降：報告事項④、魚沼市地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）設置要領の制定について説明）
- (樋口教育長) こちらがボランティアを募集したり地域からの要望を学校に伝えたりするコーディネーターの配置についての要領になります。
- (樋口教育長) 報告事項④について、質疑はありませんか。
- (委員) 「活動する日は」とありますが、学校での活動でもなくても良いのですか。例えば自宅の電話から畑の授業の手伝いをしてくれないかという願いも1週間当たり2時間の範囲に入るのでしょうか。
- (斎藤生涯学習課長) 1週間に1日は学校に行ってくださいという考え方になります。
- (樋口教育長) 場合によっては電話での連絡もあるかもしれませんが、基本的には学校に行ってくださいます。今まで電話のやり取りだけでコーディネーター業務をやっていた方もいました。
- (委員) その場合は、謝金が支払われていたのでしょうか。
- (樋口教育長) 謝金を支払っていました。国・県・市の事業で学校支援地域本部事業の中で予算の範囲内で支給していました。ようやく根拠となる要領ができたということです。学校側も説明したり依頼したりする際に、やりにくい部分がありましたので、要領を基にお願いすることができます。
- (委員) 十数年前に研修を受けたときには、新潟市内の学校に部屋を設けてあると聞きました。
- (樋口教育長) 新潟市も早くから各学校にコーディネーターを配置していましたが、合併した時から学社民の融合を掲げていました。最初は小学校から中学校に広めて今は各学校に一人ずついますし、行政の中にも地域教育推進課という部署があります。
- (委員) 部活の事もあるので大事な部分になってくるのではないかと思います。
- (樋口教育長) ほかに質疑はありませんか。
- (委員) (「ありません」の声あり)
- (樋口教育長) それでは以上で報告事項④を終了します。

⑤共催依頼 及び⑥後援依頼について

- (樋口教育長) 報告事項⑤共催依頼及び⑥後援依頼について、それぞれ報告をお願いします。

【以下、日程61ページ以降資料に基づき報告】

- (森山学校教育課長) ⑤共催依頼2件について報告
 (斎藤生涯学習課長) ⑤共催依頼1件について報告
 (斎藤生涯学習課長) ⑥後援依頼3件について報告
 (樋口教育長) 報告事項⑤及び⑥について、質疑はありませんか。
 (委 員) (「ありません」の声あり)
 (樋口教育長) 以上で報告事項を終了します。

日程第14 その他

①その他

- (樋口教育長) 日程第14、その他、①その他
 (樋口教育長) 市内小中学校卒業式及び入学式について、説明をお願いします。
 (島田管理指導主事) 市内小中学校卒業式及び入学式について説明
 (樋口教育長) 市内小中学校卒業式及び入学式について、質疑はありませんか。
 (委 員) 出席者の変更をお願いします。湯之谷小学校と広神東小学校の委員の出席について入替をお願いします。
 (樋口教育長) 次に、教職員異動辞令交付式について、説明をお願いします。
 (佐藤学校教育課係長) 教職員異動辞令交付式について説明
 (樋口教育長) 教職員異動辞令交付式について、質疑はありませんか。
 (委 員) コロナの前は各学校の転入される方全員が出席されて一人ずつご紹介いただきましたが、今年も校長先生だけの出席でしょうか。
 (島田管理指導主事) そのようになります。
 (樋口教育長) 年度代わりのお忙しい時期ですがよろしくをお願いします。
 (樋口教育長) 次に、令和4年度年間予定表について、説明をお願いします。
 (角谷管理指導主事) 令和4年度年間予定表について説明
 (樋口教育長) 令和4年度年間予定表について、質疑はありませんか。
 (委 員) 3月の定例教育委員会で再度日程表が提示されますか。変更があれば示されるということでしょうか。
 (角谷管理指導主事) おそらく変更が出てくるので、再度提出させていただくと思います。
 (委 員) 8月の定例教育委員会の日程を1日か2日後にずらしていただけませんか。
 (角谷管理指導主事) それでは18日に変更します。
 (樋口教育長) その他事項でありましたら、お願いします。
 (佐藤学校教育課係長) 1月の定例教育委員会の会議録について、修正等ありませんか。
 (全 委 員) 「ありません」
 (佐藤学校教育課係長) それでは後ほど署名をお願いいたします。
 (樋口教育長) ①その他についてほかにありませんか。
 (樋口教育長) それでは以上で①その他を終了します。

②今後の会議日程

- (樋口教育長) 2月21日(月)、午後6時から本庁舎3階304会議室で第1回臨時会を開催します。主な内容は小中学校管理職内報の事前了解、教育委員会褒賞になりますので、出席をお願いします。
- (樋口教育長) それでは以上で②今後の会議日程を終了します。
- (樋口教育) 以上で日程を終了することとし、本日の委員会を閉会といたします。

終了時刻 午後 3 時 30 分

以上の記録は、書記が整えたものであるが、その正確であることを証して署名する。

令和 年 月 日

教 育 長

会議録署名委員